継　続

道 路 改 築 事 業 費

― 防災･減災に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化 ―

～ 主要地方道大江西川線（貫見（2）工区）～

1 事業概要

当該路線は、一級河川月布川の河岸沿いを通過するルートが大部分を占め、地形的に落石等要対策箇所が多く点在し、冬期間においては雪崩発生の危険性が高い等の影響もあり、通行が危険な状態となっている。また、本区間は、バス路線でもあるが最小幅員が３．５ｍ程度で車両のすれ違い困難な状況であることから、安心安全な通行のため、バイパスの整備を行い、危険箇所の回避と十分な幅員の確保を図るものである。

なお、事業区間約1.3kmのうち約0.5kmが部分供用済であり、令和２年度にさらに約0.5kmを部分供用予定である。

2 事業内容

区　間：西村山郡大江町貫見～沢口地内

延　長：Ｌ＝1,260 ｍ

幅　員：Ｗ＝6.0(8.5)ｍ

位置図

概要図

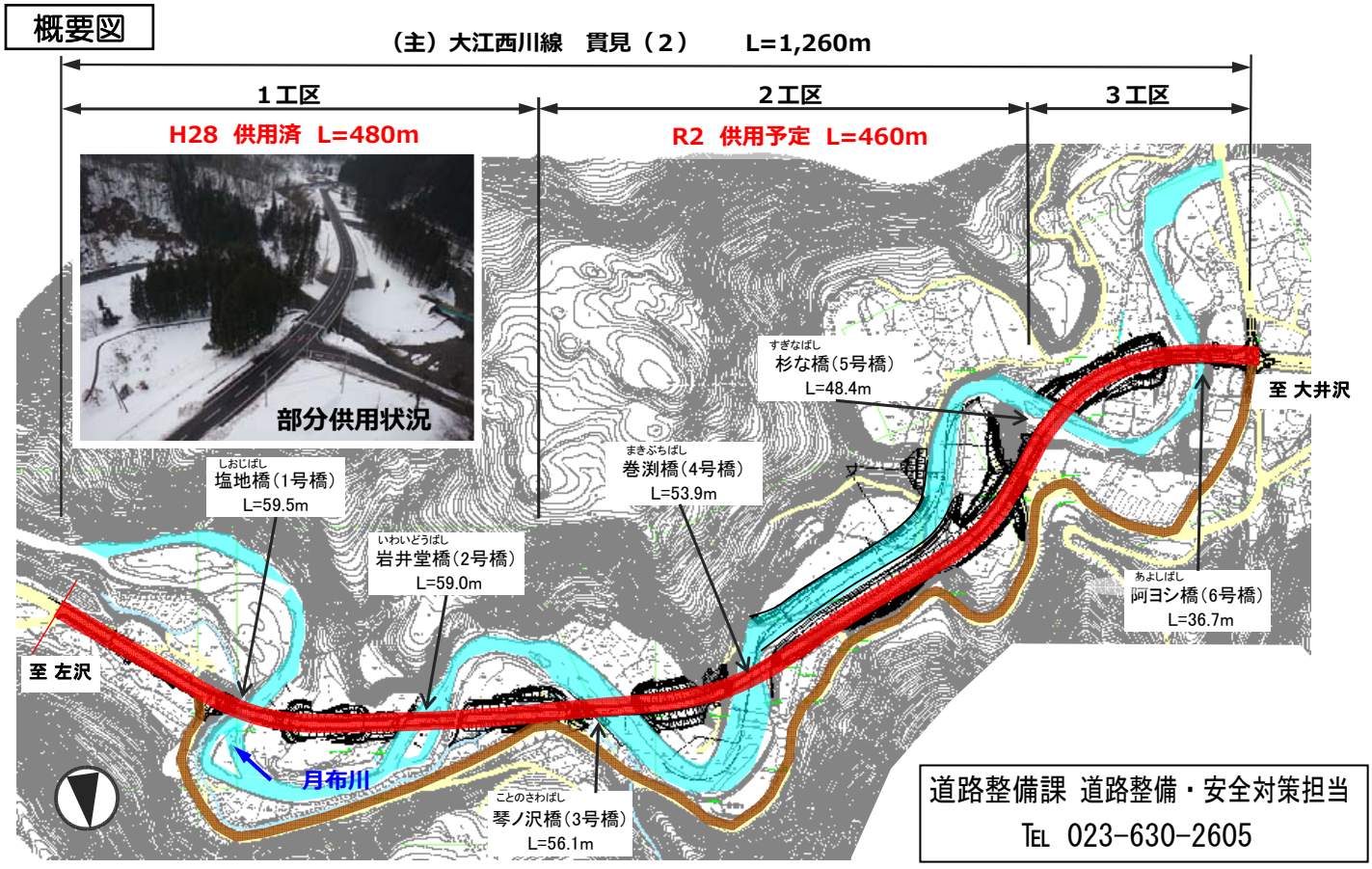

道路整備課 道路整備・安全対策担当
TEL 023-630-2605

完　了

道路改築事業費

～　令和2年度の事業完了予定箇所　～

○　令和２年度の事業完了予定箇所

令和２年度は鶴岡市街地から出羽三山神社や月山等を結ぶ主要地方道鶴岡羽黒線の「羽黒山バイパス」をはじめ、５箇所で事業完了を予定している。

＜代表事例＞　令和２年度事業完了予定　(主)鶴岡羽黒線　羽黒山バイパス

１　事業概要

主要地方道鶴岡羽黒線は、羽黒山へ鶴岡市街地方面からアクセスする唯一の道路であるが、本区間の現道は幅員が狭いうえ、急カーブが連続する未改良の道路となっている。本区間の整備により安全で円滑な通行を確保するとともに、観光振興などの地域活性化にも資するものである。

２　事業内容

区　間　：鶴岡市羽黒町手向　地内

延　長　：Ｌ＝　3，220　ｍ　　幅　員：Ｗ＝12．0ｍ

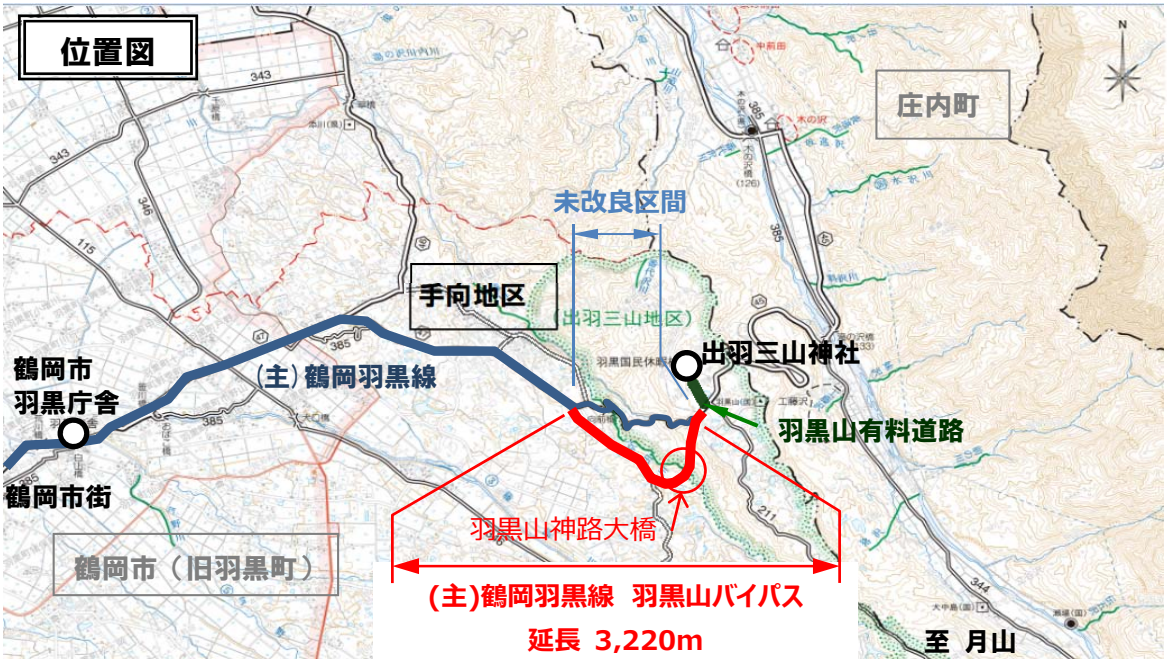

表―1　令和２年度の事業完了予定箇所

番号	路線名	工区名	箇所名	延長	幅員	備考
1	(主)寒河江村山線	松沢橋	東根市松沢	1,250m	12.0m	橋梁架替・ＩＣアクセス
2	(一)大塚米沢線	大塚	川西町大塚	280m	8.5m	現道拡幅
3	(主)鶴岡羽黒線	羽黒山	鶴岡市手向	3,220m	12.0m	バイパス整備
4	(主)余目温海線	温海	鶴岡市温海	267m	10.0m	現道拡幅
5	(一)田沢下新田線	山元(２)	酒田市山元	1,300m	7.0m	現道拡幅

道路整備課 道路整備・安全対策担当
TEL 023-630-2605

継　続

「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費

1　事業概要

「やまがた道の駅ビジョン2020」に基づき、「道の駅」の魅力アップを図るため、設置者（市町村）が行う施設整備等への支援を行う。

ビジョンにおける 2020 年代初頭までの目標

【基 本 目 標】「道の駅」の数　⇒18 駅から 30 駅程度に
【主な取組み】「山形らしい道の駅」としての魅力アップ
- 全駅でトイレを洋式化（高機能化）
- 全駅で大型モニター等による道路情報等の提供
- 全駅に観光案内所（観光案内スペース）を設置
- ＲＶパーク（車中泊専用スペース）の整備

2　事業内容

（1）「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金

設置者（市町村）が「やまがた道の駅ビジョン2020」に掲げる「山形らしい道の駅」に向けて施設を整備する場合に補助金を交付する。

- **事業期間**　平成 28 年度～令和２年度（５年間）
- **補助金額**　１駅当たり単年度 5,000 千円を上限
  事業期間内において①～⑤で 5,000 千円、⑥～⑧で 5,000 千円を上限
- **補 助 率**　補助対象①②③⑥⑦及び⑧は 1/2、④及び⑤は 1/3
- **補助対象**
  - ①観光案内に関する施設整備
  - ②通行止め、路面凍結等の情報機器の整備

  （補助を受ける上での必須要件（申請時点で未整備の場合））
  - ③ＲＶパーク（車中泊専用スペース）の整備
  - ④トイレの改修（既設駅のみ）
  - ⑤防災設備の整備
  - ⑥自転車に関する施設の整備
  - ⑦子育て支援に関する施設の整備
  - ⑧その他の施設の整備

【実績】　**道の駅「たかはた」**

トイレの改修　和式トイレを洋式（高機能）トイレに改修

道の駅「天童温泉」

防災設備　バルーンライト

（2）「道の駅」連携事業

各「道の駅」の連携や質的向上を図るため、講演会等を開催する。

道路整備課 道路企画担当
TEL 023-630-2626

継　続

自転車活用推進計画策定事業費

1　事業概要

■「自転車活用推進法（H29.5 施行）」に基づき、健康の増進、サイクルツーリズムによる観光の推進、環境への負荷の低減などに資する自転車の活用を推進するため「山形県自転車活用推進計画」を令和元年８月に策定。

平成 29 年５月
自転車活用推進法　施行

⇨

平成 30 年６月
自転車活用推進計画　閣議決定

◆自転車の活用を総合的・計画的に推進することを基本理念とした、自転車活用推進法　制定(H29.5.1)
　⇒ 都道府県は、政府の自転車推進計画を勘案し、都道府県自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない。(法第 10 条)
◆国土交通省に「自転車活用推進本部」設置（本部長：国土交通大臣）
◆自転車活用推進計画　閣議決定（H30.6.8）
　⇒ 都道府県に対し地方版自転車活用推進計画策定検討を要請

⇩

山形県自転車活用推進計画の策定（R01.8.5）

■「山形県自転車活用推進計画」に基づく施策として、県内外のサイクリストにとって安全で快適な自転車利用を推進するため、山形ならではの自然や景観、おいしい食べ物をはじめ、地域の取組みや利用者のニーズ等を反映した市町村単位では設定出来ない広域的なサイクリングモデルルートを設定し、モデルルートの整備・管理方針、サイクリストの受入環境の方針を示した**「山形県自転車ネットワーク計画」**を令和２年秋を目途に策定する。

サイクリングモデルルートの種類

基幹ルート	最上川の流れに沿って、できる限り最上川に近い観光地等と鉄道の駅や道の駅、空港などのゲートウェイを結び、県内を縦断する骨格となるルート
地域ルート	◆初級者から上級者までの多様なニーズ（趣向や日程、費用など）と状況（季節や気候、体力など）にこたえるため、各圏域を代表する出発地と観光地を、あるいは各地域にある観光地との間を自転車で安全に走行出来る路線をネットワークとして結ぶ。 ◆安全に走行できるだけでなく、ルートそのものが魅力的なサイクリングコースとなるよう、できるだけ景観や休憩施設、観光地へのアクセス性等を考慮し、ラウンド型で結ぶ。

イメージ

2　事業内容

山形県自転車ネットワーク計画の策定

管理課　県土強靭化推進室
TEL　023-630-2624